

## 妊産婦の利用証有効期間の変更について（概要）

妊産婦の有効期間については、以下のとおり変更します。

### 【変更前】

| 区分  | 交付要件   | 有効期間           |
|-----|--|----------------|
| 妊産婦 | 産前4か月から産後6か月までであること。<br>※有効期間中に生後6か月未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可。 | 産前4か月から産後6か月まで |



### 【変更後】

| 区分   | 交付要件  | 有効期間                        |
|------|---|-----------------------------|
| 妊産婦等 | <u>母子健康手帳取得時から産後1年6か月まで</u> であること。<br><u>※妊産婦のみでの使用は、産後6か月までとする。</u><br>※有効期間中に生後1年6か月未満の乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用可。 | <u>母子健康手帳取得時から産後1年6か月まで</u> |

（参考）この変更により有効期間は、おおむね以下のとおりとなります。

| 項目   | 変更前  | 変更後  |
|------|------|--|
| 有効期間 | 10か月 | 約25か月<br>※産前7か月で交付の場合（9割以上の方が産前約7か月で母子健康手帳を取得しています。） |